

## 機船船びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

### 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
おきあみ1そうびき 機船船びき網漁業	宮城県 沖合海面	2月15日から 5月31日まで	定め なし	20トン 未満	57	県内に住所を有する者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年1月6日から令和7年2月3日まで